

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 7 年度

工事番号

香川県水防情報システム施設点検業務委託 実施 設 計 書

高松市番町他



## 特記仕様書

1. この仕様書は、令和7年度香川県水防情報システム施設点検業務委託に適用する。
2. この仕様書に記載されたものの他、設計書、図面、現場説明書、現場説明に対する質問回答書、及び「電気通信施設点検基準（案）」、「電気通信施設点検業務共通仕様書」、「土木工事共通仕様書」、「香川県情報セキュリティポリシー」等、並びに関係諸法令及び条例等を遵守すること。
3. 国、公有又は私有、土地への立ち入りを行なうときは、あらかじめ立ち入り区域及び期間等を調査職員に届け出なければならない。
4. 業務に伴う地元関係者との調整について、受注者は調査職員の指示に従いこれにあたらなければならない。また、立会、及び伐採等に要する費用弁償は、すべて受注者の責任において行なうこと。
5. 受注者は、業務の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求、工事妨害その他建設工事等の契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
  - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
  - (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
6. 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
  - (2) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。
  - (3) 受注者は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - (4) 受注者は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
  - (5) 受注者は、この契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
  - (6) 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。

また、事務の処理を行う場所に、資料等の複製が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。
  - (7) 受注者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。
  - (8) 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (9) 発注者は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、受注者に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。
- (10) 受注者は、この契約による事務の処理のために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。
- (11) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
7. 業務の実施にあたっては、調査職員と連絡を密にし、疑義が生じた場合は、速やかに指示を受けること。
8. 業務の実施にあたって、必要となる資料等の貸与等については調査職員へ申し出、使用後は速やかに返却すること。
9. 成果物の引き渡し後、過誤、粗漏、不足及び不相当が発見された場合は、ただちに修補を行なうものとする。この場合に要する費用は、受注者の負担とする。
10. 成果物の提出は業務完了時とするが、調査職員が中間報告を求めた場合には速やかに応じるものとする。
11. 受注者は、本業務の実施に備えた待機拠点について、あらかじめ、市町が作成する洪水や高潮、津波、土砂災害等のハザードマップ（※1）で災害の危険性を確認し、作業員等へ周知すること。
- 災害の危険が差し迫った際においては、河川の水位や土砂災害の危険性等の情報（※2）、市町等から発表される避難情報等に注意し、作業員等の安全確保を最優先に行動すること。
- ※1 ハザードマップの情報は、市町のホームページや国のハザードマップポータルサイト、県のかがわ防災 Web ポータル等から確認すること。
- ※2 河川の水位や土砂災害の危険性の情報は、国の「川の防災情報」や「危険度分布」、県のかがわ防災 Web ポータル等から確認すること。

## 特記仕様書（追記）

### 第1条 適用

本仕様書は、令和7年度香川県水防情報システム施設点検業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2条 業務範囲

本業務の範囲は、保守対象設備について本特記仕様書及び水防情報機器点検内容一覧表に基づき、点検・整備を行うものである。なお、軽微な障害修理については、点検・整備の範囲に含むものとする。

### 第3条 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（1年間）

なお、監督員からの指示がある場合には、土日・祝祭日及び業務時間外であっても業務を行うものとする。

### 第4条 業務計画

点検作業の着手までに業務計画書を作成し、監督員の承認を得るものとする。また、業務の主たる担当技術者を選任し、その者の氏名及び連絡先についても記載すること。変更のある場合についても同様とする。

### 第5条 点検周期

対象機器及び点検周期は、「水防情報機器点検内容一覧表」（以下、「一覧表」という。）に基づき実施するものとする。ただし、雨量計については、6月から12月までの間、2～3ヶ月に1回の割合で計3回点検を行うものとする。実施時期については、監督員と協議の上決定するものとする。

### 第6条 点検報告

一覧表に基づき実施した定期点検については、その結果及び対応方法等を監督員に遅滞なく報告するものとする。

### 第7条 消耗品の交換（点検時に交換することを想定）

本業務の履行において、消耗品の交換の必要を確認した場合については、監督員と協議の上、対応するものとする。

### 第8条 障害時等の対応（停電対応2回、異常気象待機16回：県庁で1回8時間を想定）

障害時等の対応については下記のとおりとする。

- 1 委託期間中において障害発生を確認した場合は、速やかに現地調査を行い、直ちに監督員に書面で障害内容を報告するとともに、その後の措置については監督員と協議の上、対応するものとする。
- 2 対象設備に関して、長時間の停電を伴う庁舎点検時等には必要な措置を講じるものとする。
- 3 異常気象時等障害が発生する恐れがあるときには、県庁又は点検対象機器の存する場所の内、監督員が指定する場所で待機するものとする。

なお、異常気象とは以下に示すものをいう。

ア 高松地方気象台から大雨警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）、高潮特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報又は大津波警報が発表されたとき。

イ 台風の接近により高松地方気象台から暴風警報、波浪警報が発表されたとき。

ウ 大雨、洪水、高潮、津波等に対する危険があると香川県知事が判断したとき。

#### 第9条 四国総合通信局資料作成

四国総合通信局資料の作成の必要がある場合は下記のとおりとする。

- 1 四国総合通信局による無線局定期検査に係る「無線設備等の点検実施報告書」の作成を行うものとし、検査実施年月の1ヶ月前までに提出するものとする。

#### 第10条 完成図書及び付属品の貸与

業務の遂行のために必要な完成図書及び付属品は貸与する。

#### 第11条 日報等の整備

業務の実施にあたっては、日報等を整備し、監督員より申し出があれば、すみやかに提出しなければならない。

#### 第12条 成果品の提出

業務完了時に成果報告書を紙媒体と電子媒体で各1部提出するものとする。

業務委託費内訳書

費目	工種	細目	名称	実 施 設 計					変 更 設 計				
				形状寸法	数 量	単 価	金 額	仕様・摘要	形状寸法	数 量	単 価	金 額	仕様・摘要
委託業務													
直接費					式 1.0			材料費除く					
	労務費				式 1.0								
		労務費			式 1.0			点検内容表					
	材料費				式 1.0								
		材料費			式 1.0			内訳第1号					
	直接経費				式 1.0								
		旅費交通費			式 1.0			明細第1号					
		安全費			式 1.0			労*2.5%					
	技術管理費				式 1.0			労*10%					
諸経費					式 1.0								
	諸経費				式 1.0								
計					式 1.0								
消費税相当額					式 1.0			10%					
合計					式 1.0								







諸経費の算定(当初)

$$Z = 162.23 \times (X \div 1,000)^{-0.1239}$$

%以内

Z: 諸経费率(%)

X: 直接費(円)

対象額: 円

直接費(材料費は除く)

※ 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。



















## 数量計算書

名称		品種	数量	単位	摘要
材料費	転倒ます型雨量計	RT-10E 同等品	7	台	直島、長尾、坂出、琴平、造田、観音寺、仁尾
	転倒ます型雨量計 (ヒーター付き)	RH-10E 同等品	1	台	与田山
	テレメータ 観測記録用紙	EG40034A 同等品	5	巻	
旅費 交通費	ライトバン運転		60	日	
	フェリー代	高松～土庄 (5m未満)	9	往復	往復料金 (片道×2)
		高松～土庄 (5m未満)	3	往復	往復料金 (片道×2)
		高松～土庄 (5m未満)	3	往復	往復料金 (片道×2)
		高松～土庄 (5m未満)	3	往復	往復料金 (片道×2)

単価根拠表

名 称	規 格	単 位	単 価	根 拠	備 考
労務費	点検技術者			香川県土木工事積算単価表 R6.10	
	点検技術員	人		香川県土木工事積算単価表 R6.10	
	電気通信技術者	人		香川県土木工事積算単価表 R6.10	
	電気通信技術員	人		香川県土木工事積算単価表 R6.10	
	普通作業員	人		香川県土木工事積算単価表 R6.10	
資材	ガソリン	レギュラー	リットル	香川県臨時単価表 R7.2	
材料費	転倒ます型雨量計	RT-10E同等品	台	237,000	見積り価格による
	転倒ます型雨量計(ヒーター付き)	RH-10E同等品	台	362,000	見積り価格による
	テレメータ観測記録用紙	EG40034A同等品	式	40,000	見積り価格による
損料	ライトバン 1.5L 5人乗り	共用日当り	日		設計及び測量・調査業務等積算単価 R6.7
その他	フェリー運賃(5m未満)	高松～土庄	往復		香川県土木工事積算単価表 R6.10
	フェリー運賃(5m未満)	土庄～唐櫃(豊島)	往復		小豆島豊島フェリーHP
	フェリー運賃(5m未満)	高松～直島	往復		香川県土木工事積算単価表 R6.10
	フェリー運賃(5m未満)	丸亀～本島	往復		香川県土木工事積算単価表 R6.10

「個別点検」 1-1 デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)											
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛 (人)			備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	表示の確認	○						-			
2	送信出力確認						○	100組	6.790	6.790	
3	送信周波数確認						○	100組	6.790	6.790	
4	送信波スペクトラム確認						○	100組	6.790	6.790	
5	スプリアス輻射強度確認						○	100組	6.790	6.790	
6	受信部局部発信周波数確認						○	100組	6.790	6.790	
7	符号誤り率確認 (自局折返し状態による)						○	100組	14.290	14.290	
8	受信入力校正カーブの測定						○	100組	6.790	6.790	
9	無線中継区間 符号誤り率の確認						○	100方路	51.790	51.790	
10	空中線の外観確認						○	100基	12.500	12.500	
11	空中線レドームの確認						○	100基	2.500	2.500	
12	給電線の確認						○	100式	8.720	8.720	
13	導波管接続部の確認						○	100式	5.000	5.000	
14	接続部の確認						○	100組	5.000	5.000	
15	機器本体の清掃等						○	100組	2.500	2.500	
16	図書類・予備品等の確認							100組			図書類の確認
								100組			予備品類の確認

「個別点検」 1-5 デハイドレータ											
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛 (人)			備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	表示の確認	○						-			
2	外観の確認						○	100台	1.250	1.250	
3	モータ動作及び乾燥剤の確認						○	100台	1.250	1.250	
4	接続部の確認						○	100台	1.250	1.250	
5	機器本体の清掃等						○	100台	1.250	1.250	

「個別点検」 2-1 デジタル端局装置

No.	確認事項の概要	点 検 周 期						歩掛 (人)			備 考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	表示の確認	○						100台	-	-	
2	クロック従属確認	○						100台	-	-	
3	装置警報履歴の収集確認	○						100台	-	-	
4	電圧の確認						○	100台	10.000	10.000	
5	時計機能の確認						○	100台	5.000	5.000	
6	保守コンソールの確認						○	100台	71.250	71.250	
7	接続部の確認						○	100台	20.000	20.000	
8	機器本体の清掃等						○	100台	12.500	12.500	
9	図書類・予備品等の確認							100台			

「個別点検」 3 - 1 遠方監視制御装置 [監視制御装置 / 被監視制御装置]

No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩掛 (人)			備 考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	表示の確認	○						-	-	-	
2	電源電圧の確認						○	100台	2.500	2.500	
3	送受信レベル確認						○	100台	2.500	2.500	
4	監視制御動作の確認						○	100台	5.000	5.000	
5	接続部の確認						○	100台	2.500	2.500	
6	機器本体の清掃等						○	100台	2.500	2.500	
7	図書類・予備品等の確認							100台			図書類の確認
								100台			予備品の確認

「個別点検」 7-1-5 テレメータ監視局装置 (新スプリアス規格準拠)												
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛 (人)			備考		
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員	
1	表示の確認	○						100局	-	-		
2	印字記録確認	○						100局	-	-		
3	各部電圧・電流確認						○	100局	2.500	2.500		
4	送信出力確認						○	100局	2.500	2.500		
5	送信周波数確認						○	100局	5.000	5.000		
6	最大周波数偏移確認						○	100局	6.250	6.250		
7	不要輻射強度確認						○	100局	10.620	10.620		
8	受信入力電力確認						○	100局	6.250	6.250		
9	区間S/Nの確認						○	100局	6.250	6.250		
10	電池の交換											
11	システム機能の確認	全局観測制御確認					○	100局	7.500+1.25 *n	7.500+1.25 *n	n: 観測局数	
		個別観測制御確認					○	100局				
		プリンタ制御					○	100局				
		中継局制御					○	100局				
		その他					○	100局				
12	受信データの確認						○	100局	1.250	1.250		
13	通話機能確認						○	100局	1.250	1.250		
14	伝搬路の見通し確認						○	100局	1.250	1.250		
15	空中線確認	外観の確認						○	100局	1.250	1.250	
		給電線の確認						○	100局	1.250	1.250	
		VSWR確認						○	100局	1.250	1.250	
16	接続部の確認						○	100局	1.250	1.250		
17	機器本体の清掃等						○	100局	2.500	2.500		
18	図書類・予備品等の確認										図書類の確認	
											予備品類の確認	

「個別点検」 7-1-6 テレメータ中継局装置 (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)												
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛 (人)			備考		
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員	
1	各部電圧・電流確認						○	100局	2.500	2.500		
2	送信出力確認						○	100局	2.500	2.500		
3	送信周波数確認						○	100局	6.250	6.250		
4	最大周波数偏移確認						○	100局	8.750	8.750		
5	不要輻射強度確認						○	100局	14.870	14.870		
6	スケルチ感度確認						○	100局	7.500	7.500		
7	受信入力電力確認						○	100局	8.750	8.750		
8	区間S/Nの確認						○	100局	6.250	6.250		
9	中継制御部動作確認						○	100局	3.750	3.750		
10	遠隔切換部動作確認						○	100局	2.500	2.500		
11	状態返送部動作確認						○	100局	2.500	2.500		
12	伝搬路の見通し確認						○	100局	1.250	1.250		
13	空中線確認	外観の確認						○	100局	1.250	1.250	
		給電線の確認						○	100局	1.250	1.250	
		VSWR確認						○	100局	1.250	1.250	
14	接続部の確認						○	100局	1.250	1.250		
15	機器本体の清掃等						○	100局	2.500	2.500		
16	図書類・予備品等の確認							100局			図書類の確認	
								100局			予備品類の確認	

「個別点検」 7-1-8 テレメータ観測局装置（新スプリアス規格準拠）

No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛（人）			備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	各部電圧・電流確認						○	100局	2.500	2.500	
2	送信出力確認						○	100局	2.500	2.500	
3	送信周波数確認						○	100局	5.000	5.000	
4	最大周波数偏移確認						○	100局	6.250	6.250	
5	不要輻射強度確認						○	100局	10.620	10.620	
6	受信入力電力確認						○	100局	6.250	6.250	
7	区間S/Nの確認						○	100局	6.250	6.250	
8	動作確認						○	100局	3.750	3.750	
9	電池の確認										
10	伝搬路の見通し確認						○	100局	1.250	1.250	
11	空中線確認						○	100局	1.250	1.250	
							○	100局	1.250	1.250	
							○	100局	1.250	1.250	
12	接続部の確認						○	100局	1.250	1.250	
13	水位計または雨量計等のデータの確認						○	100量	2.500	2.500	センサ～記録計動作の確認
							○	100量	2.500	2.500	A/D変換器動作確認
14	機器本体の清掃等						○	100局	2.500	2.500	
15	図書類・予備品等の確認							100局			図書類の確認
								100局			予備品類の確認

「個別点検」 12-4 直流電源装置 (テレメータKR用 (MSE形等))

No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛 (人)			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	表示の確認	○						100台	-	-	
2	環境の確認						○	100台	1.250	1.250	
3	内部の確認						○	100台	12.500	12.500	
4	絶縁抵抗の測定										3年毎に点検する。
5	使用状態の確認										3年毎に点検する。
6	入出力特性の確認										3年毎に点検する。
7	蓄電池の確認						○	100台	6.250	6.250	外観確認
							○	100台	6.250	6.250	電圧確認
							○	100台	6.250	6.250	内部抵抗確認
							○	100台	1.250	1.250	交換推奨時期の確認
8	動作の確認										正常動作状態の確認 3年毎に点検する。
											故障動作時の状態確認 3年毎に点検する
9	機器本体の清掃等						○	100台	10.000	10.000	
10	図書類、予備品等の確認							100組			

「個別点検」 12-6 太陽電池 (テレメータ用)

No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛 (人)			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	各部電圧電流測定						○	100台	5.000	5.000	
2	蓄電池の確認						○	100台	1.250	1.250	液面確認
							○	100台	1.250	1.250	電圧確認
							○	100台	1.250	1.250	比重・液温確認
							○	100台	2.500	2.500	
3	取付状況の確認						○	100台	2.500	2.500	
4	接続部の確認						○	100台	2.500	2.500	
5	機器本体の清掃等						○	100台	2.500	2.500	
6	図書類、予備品等の確認							100組			

「個別点検」 12-9 直流電源装置 (48V通信設備用)

No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛 (人)			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	表示の確認	○						100台	-	-	
2	環境の確認						○	100台	2.500	2.500	
3	内部の確認						○	100台	6.250	6.250	
4	絶縁抵抗の測定										3年毎に点検する。
5	使用状態の確認										3年毎に点検する。
6	入出力特性の確認										3年毎に点検する。
7	蓄電池の確認						○	100台	6.250	6.250	外観確認
							○	100台	12.500	12.500	電圧確認
							○	100台	18.750	18.750	内部抵抗確認
							○	100台	1.250	1.250	交換推奨時期の確認
8	動作の確認										正常動作状態の確認 3年毎に点検する。
											故障動作時の状態確認 3年毎に点検する
9	機器本体の清掃等						○	100台	12.500	12.500	
10	図書類、予備品等の確認							100組			

13-3 無停電電源装置（汎用小容量UPS 20KVA以下）

No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛（人）			備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	表示の確認	○						100台	—	—	
2	蓄電池の確認						○	100台	1.250	1.250	
3	ファンの確認						○	100台	1.250	1.250	
4	機器本体の清掃等						○	100台	18.750	18.750	
5	図書類、予備品等の確認							100台			

「個別点検」 1 4 - 1 カメラ設備 (カメラ装置・機側装置)											
No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩掛 (人)			備 考	
		毎日	1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	単位	技術者		技術員
1	外観の確認						○	100台	3.750	3.750	
2	電源電圧等の確認						○	100台	1.250	1.250	
3	カメラ装置の確認						○	100台	2.500	2.500	ワイパの確認
	・カメラケースの確認						○	100台	2.500	2.500	ガラス面の確認
	・旋回装置の確認						○	100台	2.500	2.500	旋回式カメラ装置に適用
	・接続部の確認						○	100台	2.500	2.500	
	・機器本体の清掃等						○	100台	2.500	2.500	
4	機側装置の確認						○	100台	2.500	2.500	
	・避雷器の確認						○	100台	2.500	2.500	
	・接続部の確認						○	100台	2.500	2.500	
5	・機器本体の清掃等						○	100台	2.500	2.500	
	図書類、予備品等の確認							100台			図書類の確認
								100台			予備品類の確認

「個別点検」 22-1 雨量計										
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	
1	時計の確認				○		100台	2.500	2.500	
2	各可動部の確認				○		100台	2.500	2.500	
3	パルス積算の確認				○		100台	2.500	2.500	
4	パルス出力確認				○		100台	1.250	1.250	
5	B C D出力の確認									
6	雨量マスによる精度の確認				○		100台	6.250	6.250	
7	自記記録計等の確認				○		100台	2.500	2.500	
8	発信器の清浄				○		100台	2.500	2.500	
9	ヒータの確認				○		100台	2.500	2.500	
10	絶縁抵抗確認				○		100台	2.500	2.500	
11	検定有効期間の確認									

\*：地域環境条件により点検周期を決定する。

「個別点検」 22-2 水位計 (水研62型)										
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	
1	時計の確認					○	100台	2.500	2.500	
2	cmペンの折り返し確認					○	100台	1.250	1.250	
3	記録値の確認					○	100台	1.250	1.250	
4	記録値とA/Dコンバータの確認					○	100台	5.000	5.000	
5	フロート及びワイヤの確認					○	100台	6.250	6.250	
6	自記記録計等の確認					○	100台	2.500	2.500	
7	機器本体の清掃等					○	100台	2.500	2.500	

\*：地域環境条件により点検周期を決定する。

「個別点検」 22-3 水位計 (水晶式)										
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	
1	取付状況					○	100台	2.500	2.500	
2	接続端子部の確認					○	100台	3.750	3.750	
3	記録状況					○	100台	2.500	2.500	
	カートリッジペン									
	注油									
	疑似入力試験									
4	動作の確認					○	100台	8.750	8.750	
5	D. O出力の確認									
6	比較試験									
7	機器本体の清掃等					○	100台	3.750	3.750	
8	図書類・予備品等の確認						100台			

\*：地域環境条件により点検周期を決定する。

「個別点検」 22-7 風向風速計										
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	
1	方位の確認					○	100式	6.250	6.250	
2	風速の確認					○	100式	6.250	6.250	
3	時計の確認					○	100式	1.250	1.250	
4	インクの確認					※	100式	1.250	1.250	必要に応じて点検
5	可動部の確認					○	100式	1.250	1.250	
6	モータの確認					○	100式	1.250	1.250	
7	記録値の確認					○	100式	2.500	2.500	
8	気象検定の確認					○	100式	1.250	1.250	
9	据え付け状態の確認					○	100式	6.250	6.250	
10	接続部の確認					○	100式	1.250	1.250	
11	機器本体の清掃等					○	100式	2.500	2.500	
12	図書類・予備品等の確認						100式			図書類の確認
							100式			予備品類の確認

「個別点検」 23-1 耐雷トランス（低圧用）											
No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩掛（人）			備 考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	避雷素子の確認					○		100局	4.000	4.000	
2	絶縁抵抗の確認						○	100局	4.500	4.500	
3	接続部の確認						○	100局	2.500	2.500	
4	機器本体の清掃等						○	100局	2.500	2.500	
5	図書類・予備品等の確認							100局			図書類の確認 予備品類の確認

「個別点検」 (24-10) プリンタ装置 (ドットマトリックス方式)

No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩掛 (人)			備 考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	電圧等の確認						○	100台			
2	印字動作確認						○	100台			
3	動作確認						○	100台			印字動作確認
							○	100台			紙切れ等確認
4	接続部の確認						○	100台			
5	機器本体の清掃等						○	100台			機器清掃
							○	100台			エアフィルター清掃
							○	100台			ファン清掃・注油
							○	100台			機器据付確認

「個別点検」 24-11 時計装置

No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛(人)			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	電圧等の確認						○	100台	1.250	1.250	
2	電池の交換						○	100台	1.250	1.250	
3	時刻の確認						○	100台	1.250	1.250	時計時刻確認
							○	100台	1.250	1.250	FM受信確認
4	接続部の確認						○	100台	1.250	1.250	
5	機器本体の清掃等						○	100台	1.250	1.250	機器本体清掃
							○	100台	1.250	1.250	ファン、フィルタ清掃
							○	100台	1.250	1.250	機器据付確認

「個別点検」 24-12 分電盤

No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛(人)			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	電圧等の確認						○	100台	1.250	1.250	
2	復電起動用タイマの動作確認						○	100台	1.250	1.250	
3	接続部の確認						○	100台	1.250	1.250	
4	機器本体の清掃等						○	100台	1.250	1.250	

「個別点検」 37-1 発動発電機（ディーゼル：50kVA以下）〔原動機〕											
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛（人）			備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	概観、運転状態の確認						○	100台	6.500	6.500	本体系（ファンベルト、燃料噴射ポンプブラック、セルモータ、エアフィルタ、過給器プロアフィルタの確認）
							○	100台	20.500	20.500	本体系（燃料油こし器・潤滑油こし器・消音器のドレン抜き、余熱栓・防震装置等の確認）、空気始動系、冷却水系、燃料系、潤滑油系
2	性能、機能の確認					○	100台	20.500	20.500	本体系、空気始動系	
						○	100台	22.500	22.500	冷却水系、燃料系、潤滑油系	
3	機能を維持するための確認					○	100台	8.250	8.250		

「個別点検」 37-2 発動発電機（ディーゼル：50kVA以下）〔発電機〕											
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛（人）			備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	性能、機能の確認						○	100台	8.250	8.250	巻線・鉄心部
											界磁（ブラシなし方式）
											界磁（ブラシあり方式）
											界磁（すべり軸受部（潤滑油量等確認、パッキン部の確認））
						○	100台	17.250	17.250	界磁（すべり軸受部（軸受メタル、オイルリングの確認）、端子）	
2	絶縁耐力の確認 接地抵抗測定					○	100台	11.000	11.000		
3	機能を維持するための確認					○	100台	9.250	9.250		

「個別点検」 37-3 発動発電機（ディーゼル：50kVA以下）〔直流電源盤〕											
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛（人）			備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	性能、機能の確認						○	100台	14.000	14.000	
							○	100台	6.250	6.250	内部抵抗確認（MSEのみ）
2	機能を維持するための確認					○	-	-	-	1項に含む	

「個別点検」 37-4 発動発電機（ディーゼル：50kVA以下）〔煙道、消音器〕											
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛（人）			備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	外観、運転状態の確認						○	100台	14.000	14.000	

「個別点検」 37-5 発動発電機（ディーゼル：50kVA以下）〔発電機盤・制御盤〕											
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛（人）			備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	性能、機能の確認						○	100台	45.750	45.750	配線用・漏電用遮断器、電磁接触器・補助継電器、主回路、制御回路、計器用変成器、接地用コンデンサの確認
							○	100台	3.750	3.750	保護継電器、計器自動制御装置の確認
2	機能を維持するための確認						○	100台	9.000	9.000	

「個別点検」 4 1 - 1 環境点検 (観測所局舎・中継所局舎等)											
No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩掛 (人)			備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	観測所			中継局
								技術員	技術員		
1	局舎屋外における外観確認						○	100局	12.500	18.500	
2	局舎屋内における外観確認						○	100局	8.750	12.500	棚等耐震対策・雨漏り・蛍光灯の破損状態等・小動物が進入するおそれがないか・消火器の設置状態等の各確認
							○	100局	3.750	6.250	免許状等の掲示状況・増設負荷設備への配線等・トイレの状況等の各確認
3	局舎内外の清掃						○	100局	12.500	18.750	排水溝・ルーフドレイン清掃
							○	100局	12.500	18.750	局者内外整理、整頓。清掃

「個別点検」 4 1 - 3 環境点検 (空調設備)										
No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩掛 (人)			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	技術員		
								技術員	技術員	
1	機器の状態確認						○	100局	6.250	
2	室内温度の設定及び確認						○	100局	6.250	
3	絶縁抵抗及び接地抵抗測定						○	100局	6.250	
4	接続部の確認						○	100局	6.250	
5	機器本体の清掃等						○	100局	12.500	

「個別点検」 簡易水位計（観測装置）											
No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛（人）			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	各部電圧測定						○	100局	2.500	2.500	
2	シリカゲル交換							100局	-	-	
3	観測動作確認						○	100局	3.750	3.750	
4	電池の確認						○	100局	3.750	3.750	交換周期確認
							○	100局			状態の確認
							○	100局			電池機能の確認
5	空中線 確認							100局	-	-	
	外観の確認 給電線の確認							100局	-	-	
6	伝搬路の見通し確認							100局	-	-	
7	屋外筐体の確認						○	100局	3.750	3.750	
8	接続部の確認						○	100局	1.250	1.250	
9	機器本体の清掃等						○	100局	2.500	2.500	
10	図書類・予備品等の確認							-	-	-	
								-	-	-	

「個別点検」 簡易水位計（太陽電池）											
No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛（人）			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	充電動作の確認						○	100局	-	-	
2	太陽電池 の確認						○	100局	2.500	2.500	
							○	100局			接続ケーブルの確認
							○	100局			日照条件の確認
3	接続部の確認						○	100局	-	-	
4	機器本体の清掃等						○	100局	2.500	2.500	
5	図書類・予備品等の確認							-	-	-	
								-	-	-	

「個別点検」 簡易水位計（水位センサ）											
No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛（人）			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	取付状況						○	100局	2.500	2.500	
2	屋外付帯設備の確認及び保護管の 清掃						○	100局	6.250	6.250	
3	比較試験							100局	-	-	
								100局	-	-	
4	接続部の確認						○	100局	3.750	3.750	
5	機器本体の清掃等						○	100局	3.750	3.750	
6	図書類・予備品等の確認							-	-	-	
								-	-	-	

\*：地域環境条件により点検周期を決定する。

「個別点検」		簡易型河川監視カメラ（観測装置）						※簡易水位計歩掛準用			
No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛（人）			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	各部電圧測定						○	100局	2.500	2.500	
2	シリカゲル交換							100局	-	-	
3	観測動作確認						○	100局	3.750	3.750	
4	電池の確認						○	100局	3.750	3.750	交換周期確認
							○	100局			状態の確認
							○	100局			電池機能の確認
5	空中線 確認							100局	-	-	
	外観の確認 給電線の確認							100局	-	-	
6	伝搬路の見通し確認							100局	-	-	
7	屋外筐体の確認						○	100局	3.750	3.750	
8	接続部の確認						○	100局	1.250	1.250	
9	機器本体の清掃等						○	100局	2.500	2.500	
10	図書類・予備品等の確認							-	-	-	
								-	-	-	

「個別点検」		簡易型河川監視カメラ（カメラ装置）						※巡回式簡易カメラ装置歩掛準用			
No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛（人）			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	外観の確認						○	100台	3.775	3.750	
2	電源電圧等の確認						○	100台	1.250	1.250	
3	カメラ装置の確認						○	100台	2.500	2.500	カメラケース(ガラス面含む)及びドーム面の確認
	・カメラケース部の確認							100台	-	-	ワイパ付きの場合
	・ワイパの確認							100台	-	-	巡回式カメラ装置に適用
	・旋回部の確認							100台	-	-	
	・接続部の確認						○	100台	2.500	2.500	IP接続箱等を含む
4	図書類・予備品等の確認						○	100台	2.500	2.500	IP接続箱等を含む
								100台	-	-	図書類の確認
							100台	-	-	予備品類の確認	

「個別点検」		簡易型河川監視カメラ（太陽電池）						※簡易水位計歩掛準用			
No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛（人）			備考
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	充電動作の確認						○	100局	-	-	
2	太陽電池 の確認						○	100局	2.500	2.500	外観の確認
							○	100局			接続ケーブルの確認
							○	100局			日照条件の確認
3	接続部の確認						○	100局	-	-	
4	機器本体の清掃等						○	100局	2.500	2.500	
5	図書類・予備品等の確認							-	-	-	
								-	-	-	

# 水防情報機器一覽表

## ○県庁局設備

No.	県庁局	所在地
1	県庁	高松市 番町

## ○土木局設備

No.	土木局	所在地
1	長尾土木事務所	さぬき市 長尾東
2	高松土木事務所	高松市 多肥上町
3	小豆総合事務所	小豆郡 土庄町
4	中讃土木事務所	坂出市 江尻町
5	西讃土木事務所	観音寺市 坂本町

## ○中継局設備

No.	中継局	所在地	事務所名
1	女体山	さぬき市 蛇ノ尾	長尾土木事務所
2	女体	さぬき市 寒川町	〃
3	大平山	高松市 国分寺町	高松土木事務所
4	青峰	高松市 中山町	〃
5	四方指	小豆郡 小豆島町	小豆総合事務所
6	蒲野	小豆郡 小豆島町	〃
7	大麻山	三豊市 高瀬町	西讃土木事務所
8	七宝山	観音寺市 高屋町	〃

○雨量観測局一覧

No.	雨量観測局	所在地	事務所名
1	坂元	東かがわ市 坂元	長尾土木事務所
2	引田	東かがわ市 引田	〃
3	与田山	東かがわ市 与田山	〃
4	中筋	東かがわ市 中筋	〃
5	津田川橋	さぬき市 津田町	〃
6	小田	さぬき市 小田	〃
7	志度	さぬき市 志度	〃
8	長尾	さぬき市 長尾東	〃
9	三木	木田郡 三木町	〃
10	中山	木田郡 三木町	〃
11	高尻	高松市 庵治町	高松土木事務所
12	公渚	高松市 東植田町	〃
13	菅沢	高松市 菅沢町	〃
14	県庁	高松市 天神前	〃
15	高松	高松市 多肥上町	〃
16	香川	高松市 香川町	〃
17	相栗	高松市 塩江町	〃
18	生島	高松市 生島町	〃
19	直島	香川郡 直島町	〃
20	国分寺	高松市 国分寺町	〃
21	土庄	小豆郡 土庄町	小豆総合事務所
22	豊島	小豆郡 土庄町	〃
23	四方指	小豆郡 小豆島町	〃
24	蒲野	小豆郡 小豆島町	〃
25	王越	坂出市 大屋富町	中讃土木事務所
26	坂出	坂出市 江尻町	〃
27	府中	坂出市 府中町	〃
28	綾歌	丸亀市 綾歌町	〃
29	丸亀	丸亀市 大手町	〃
30	本島	丸亀市 本島泊	〃
31	造田	仲多度郡 まんのう町	〃
32	明神	仲多度郡 まんのう町	〃
33	善通寺	善通寺市 生野本町	〃
34	琴平	仲多度郡 琴平町	〃
35	多度津	仲多度郡 多度津町	〃
36	高瀬	三豊市 高瀬町	西讃土木事務所
37	上麻	三豊市 高瀬町	〃
38	仁尾	三豊市 仁尾町	〃
39	山本	三豊市 山本町	〃
40	財田	三豊市 財田町	〃
41	観音寺	観音寺市 坂本町	〃
42	豊浜	観音寺市 豊浜町	〃

○水位観測局一覧

No.	水位観測局	所在地	事務所名
1	塩屋橋	東かがわ市 引田	長尾土木事務所
2	樋端	東かがわ市 白鳥	〃
3	中筋	東かがわ市 中筋	〃
4	一本松橋	東かがわ市 西村	〃
5	津田川橋	さぬき市 津田町	〃
6	城北橋	さぬき市 津田町	〃
7	弁天橋	さぬき市 大川町	〃
8	爛川橋	さぬき市 大川町	〃
9	脇橋	さぬき市 寒川町	〃
10	井戸川橋	さぬき市 昭和	〃
11	地蔵川橋	さぬき市 寒川町	〃
12	牟礼	高松市 牟礼町	高松土木事務所
13	新川橋	高松市 屋島西町	〃
14	平木橋	木田郡 三木町	〃
15	吉田川橋	高松市 十川西町	〃
16	春日川橋	高松市 春日町	〃
17	元山	高松市 東山崎町	〃
18	宮川橋	高松市 木太町	〃
19	川北橋	高松市 西植田町	〃
20	相引	高松市 屋島西町	〃
21	相引P場	高松市 屋島西町	〃
22	赤牛橋	高松市 高松町	〃
23	楠上橋	高松市 楠上町	〃
24	郷東橋	高松市 郷東町	〃
25	成合	高松市 成合町	〃
26	城渡橋	高松市 香南町	〃
27	岩崎	高松市 香川町	〃
28	本津川橋	高松市 飯田町	〃
29	国分寺	高松市 国分寺町	〃
30	福家	高松市 国分寺町	〃
31	田中橋	小豆郡 土庄町	小豆総合事務所
32	迎地橋	小豆郡 小豆島町	〃
33	寒霞溪橋	小豆郡 小豆島町	〃
34	沖	坂出市 高屋町	中讃土木事務所
35	鴨川新橋	坂出市 加茂町	〃
36	長田橋	綾歌郡 綾川町	〃
37	新町橋下	綾歌郡 宇多津町	〃
38	新町橋上	綾歌郡 宇多津町	〃
39	津之郷橋	綾歌郡 宇多津町	〃
40	上車橋	丸亀市 飯山町	〃
41	中通	仲多度郡 まんのう町	〃
42	幸橋	丸亀市 中津町	〃
43	五条	善通寺市 金蔵寺町	〃
44	与北	善通寺市 与北町	〃
45	高敷橋	仲多度郡 琴平町	〃
46	豊津橋	仲多度郡 多度津町	〃
47	山階	仲多度郡 多度津町	〃
48	甲山	善通寺市 弘田町	〃

No.	水位観測局	所在地	事務所名
49	三野橋	三豊市 三野町	西讃土木事務所
50	高瀬橋	三豊市 高瀬町	〃
51	佐股橋	三豊市 高瀬町	〃
52	稲積橋	観音寺市 村黒町	〃
53	江藤橋	三豊市 豊中町	〃
54	長瀬橋	三豊市 山本町	〃
55	我久橋	三豊市 財田町	〃
56	豊橋	観音寺市 観音寺町	〃
57	流岡橋	観音寺市 流岡町	〃
58	黒瀨橋	観音寺市 柞田町	〃

(危機管理型水位計)

No.	危機管理型水位計 水位観測局	所在地	事務所名
1	中川水門	東かがわ市	長尾土木事務所
2	引田古川	東かがわ市	〃
3	藤井橋	東かがわ市	〃
4	北原橋	東かがわ市	〃
5	西村小橋	東かがわ市	〃
6	時友通	さぬき市	〃
7	六番	さぬき市	〃
8	長尾橋	さぬき市	〃
9	西代	さぬき市	〃
10	松ヶ端	さぬき市	〃
11	鳥田	さぬき市	〃
12	弁天	さぬき市	〃
13	大橋	さぬき市	〃
14	玉浦	さぬき市	〃
15	新川橋	さぬき市	〃
16	白山	木田郡 三木町	〃
17	本村	木田郡 三木町	〃
18	柳原	木田郡 三木町	〃
19	東中川	木田郡 三木町	〃
20	鍛冶	木田郡 三木町	〃
21	荒木橋	木田郡 三木町	〃
22	丸吉橋	木田郡 三木町	〃
23	牟礼大町	高松市	高松土木事務所
24	長者北橋	高松市	〃
25	春日古川	高松市	〃
26	木太大橋	高松市	〃
27	池田橋	高松市	〃
28	稗田橋	高松市	〃
29	東谷天満	高松市	〃
30	岩崎橋	高松市	〃
31	山内橋	高松市	〃
32	川島橋	高松市	〃
33	小村橋	高松市	〃
34	吉田川1号橋	高松市	〃
35	舟入川	高松市	〃

No.	危機管理型水位計 水位観測局	所在地	事務所名
36	城山橋	坂出市	中讃土木事務所
37	綾坂橋	坂出市	〃
38	若山橋	坂出市	〃
39	雲井橋	坂出市	〃
40	高津橋	丸亀市	〃
41	馬指	丸亀市	〃
42	富士見橋	丸亀市	〃
43	鶏鳴橋	丸亀市	〃
44	貝堀橋	丸亀市	〃
45	辺池	丸亀市	〃
46	平谷	善通寺市	〃
47	東碑殿	善通寺市	〃
48	木備津橋	善通寺市	〃
49	砂古北	善通寺市	〃
50	文京	善通寺市	〃
51	生野	善通寺市	〃
52	六条橋	善通寺市	〃
53	南町	善通寺市	〃
54	板橋東	綾歌郡 宇多津町	〃
55	神事場	綾歌郡 宇多津町	〃
56	牛堂	綾歌郡 宇多津町	〃
57	陶大橋	綾歌郡 綾川町	〃
58	陶田池西	綾歌郡 綾川町	〃
59	大塚西	綾歌郡 綾川町	〃
60	高橋	綾歌郡 綾川町	〃
61	向坂橋	綾歌郡 綾川町	〃
62	桶田橋	綾歌郡 綾川町	〃
63	御山大橋	綾歌郡 綾川町	〃
64	下和田橋	綾歌郡 綾川町	〃
65	柳谷橋	綾歌郡 綾川町	〃
66	本町橋	仲多度郡 多度津町	〃
67	枝道南橋	仲多度郡 多度津町	〃
68	公園南橋	仲多度郡 多度津町	〃
69	土井踏切	仲多度郡 多度津町	〃
70	春日橋	仲多度郡 多度津町	〃
71	祇園橋	仲多度郡 琴平町	〃
72	雄装軒橋	仲多度郡 琴平町	〃
73	神野橋	仲多度郡 まんのう町	〃
74	御用橋	仲多度郡 まんのう町	〃
75	道德寺橋	仲多度郡 まんのう町	〃
76	生間橋	仲多度郡 まんのう町	〃

No.	危機管理型水位計 水位観測局	所在地		事務所名
77	新名橋	三豊市		西讃土木事務所
78	浜堂川橋	三豊市		〃
79	古子川橋	三豊市		〃
80	井の田橋	三豊市		〃
81	一里山橋	三豊市		〃
82	新河内川橋	三豊市		〃
83	浦の川橋	三豊市		〃
84	唐崎橋	三豊市		〃
85	庄田橋	三豊市		〃
86	八幡大橋	三豊市		〃
87	汐木橋	三豊市		〃
88	古川	観音寺市		〃
89	吾妻橋	観音寺市		〃
90	関谷橋	観音寺市		〃
91	苧扱川	観音寺市		〃
92	加儀田川	観音寺市		〃
93	唐井出川	観音寺市		〃
94	吉田橋	観音寺市		〃
95	鹿隈橋	観音寺市		〃
96	片城川	小豆郡	小豆島町	小豆総合事務所
97	角田川	小豆郡	小豆島町	〃
98	小川	小豆郡	小豆島町	〃
99	競川	小豆郡	小豆島町	〃
100	春田川	小豆郡	小豆島町	〃
101	木庄川	小豆郡	小豆島町	〃
102	中筋川	小豆郡	小豆島町	〃
103	向条川	小豆郡	小豆島町	〃
104	森庄川	小豆郡	小豆島町	〃
105	春日川	小豆郡	土庄町	〃
106	橘川	小豆郡	土庄町	〃
107	小瀬桂川	小豆郡	土庄町	〃

### ○潮位観測局一覧

No.	潮位観測局	所在地		事務所名
1	三本松港	東かがわ市	大内	長尾土木事務所
2	高松港	高松市	新北町	高松土木事務所
3	土庄東港	小豆郡	土庄町	小豆総合事務所
4	坂出港	坂出市	入船町	中讃土木事務所
5	丸亀港	丸亀市	港町	〃
6	詫間港	三豊市	詫間町	西讃土木事務所
7	観音寺港	観音寺市	観音寺町	〃

### ○CCTV設備一覧

No.	CCTV設備	所在地	事務所名
1	風呂	東かがわ市 水主	長尾土木事務所
2	落合	さぬき市 大川町	〃
3	脇橋	さぬき市 寒川町	〃
4	肥土山	小豆郡 土庄町	小豆総合事務所
5	鴨川新橋	坂出市 加茂町	中讃土木事務所
6	白石北	綾歌郡 綾川町	〃
7	紀伊	観音寺市 木之郷町	西讃土木事務所

### ○河川監視カメラ設備一覧

No.	簡易型河川監視カメラ	所在地	事務所名
1	時友通	さぬき市	長尾土木事務所
2	六番	さぬき市	〃
3	氷上橋	木田郡 三木町	〃
4	北原橋	東かがわ市	〃
5	岩崎橋	高松市	高松土木事務所
6	池田春日	高松市	〃
7	稗田橋	高松市	〃
8	山内橋	高松市	〃
9	川島橋	高松市	〃
10	吉田川 1号橋	高松市	〃
11	向坂橋	綾歌郡 綾川町	中讃土木事務所
12	桶田橋	綾歌郡 綾川町	〃
13	若山橋	坂出市	〃
14	富士見橋	丸亀市	〃
15	辺池	丸亀市	〃
16	春日橋	仲多度郡 多度津町	〃
17	木備津橋	善通寺市	〃
18	唐崎橋	三豊市	西讃土木事務所
19	樋盪橋	三豊市	〃
20	庄田橋	三豊市	〃
21	鹿隈橋	観音寺市	〃

